告示

○総務省告示第三百五十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、併せて同条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、訂正の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百十二号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年九月十七日

総務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

公明党から、平成二十五年八月七日に、基準日（平成二十五年一月一日）前において同党の所属国会議員遠山清彦の住所が「東京都杉並区天沼三―三四―三八」から「福岡県福岡市中央区大手門一―二―二三」に異動した旨届出があった。

公明党から、訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第百十二号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の同党のうち㈦所属国会議員中「東京都杉並区天沼三―三四―三八」を「福岡県福岡市中央区大手門一―二―二三」に改める。

○総務省告示第三百五十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十七日

総務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
生活の党	支部の数	五六	五〇	平成二十五年六月五日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五六	五〇	
民主党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	山村　明嗣	平成二十五年六月六日
		住所	岡山県笠岡市笠岡三一九〇―三	
		選出区分	参議院議員　比例代表	
		選挙期日	平成十九年七月二十九日	
			同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していた。	
みどりの風	支部の数	一一	九	平成二十五年六月二十六日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一一	九	
	支部の数	一二	一一	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一二	一一	

自由民主党	支部の数	七二六九	七二六四	平成二十五年六月二十八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二六九	七二六四	
日本維新の会	支部の数	七二七九	七二六九	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二七九	七二六九	
	所属国会議員の住所	広島県福山市三之丸町一〇―二七	大阪府大阪市西淀川区姫里三―一三―四八	平成二十五年六月二十八日
	坂元　大輔			
	西岡　新	愛媛県今治市大新田町一―二―一七	愛媛県今治市郷本町三―四―一九	
	西根　由佳	大阪府大阪市阿倍野区昭和町一―二―一九	東京都豊島区東池袋三―一―四	
	村上　政俊	大阪府大阪市北区西天満四―一三―五	大阪府大阪市北区兎我野町九―二	
	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	西村　眞悟	
自由民主党	支部の数	一五七	五二	平成二十五年七月二日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一五七	五二	
みどりの風	支部の数	一三	一二	平成二十五年七月十一日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一三	一二	
民主党	支部の数	七二九一	七二八〇	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二九一	七二八〇	
	支部の数	七二八〇	七二七九	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二八〇	七二七九	
	所属国会議員の住所	東京都三鷹市下連雀三―三―四〇	東京都武蔵野市吉祥寺本町三―一五―一二	平成二十五年七月十八日
	菅　直人			
	支部の数	五五一	五六二	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五五一	五六二	